

今月の注目

改正 育児介護休業法

①改正 育児介護休業法

(1)令和4年4月より

- ・妊娠・出産の申出をした労働者に対する「個別周知・取得意向確認」の措置義務
- ・育児休業を取得しやすい「雇用環境整備」の義務
- ・有期の方の育児・介護休業取得要件の緩和
- ・育児休業の申出方法等の見直し

(2)令和4年10月より

- ・「出生時育児休業」の創設
- ・育児休業の分割取得、育児休業の撤回ルール見直し、1歳到達日後の育児休業見直し

☆まずは(1)に対応するため、個別周知文書の作成、雇用環境の整備（どの措置を行うか）、就業規則の見直し・改定などの対応をする必要があります。

②マルチジョブホルダー制度

複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、本人がハローワークに申出することで、特例的に雇用保険の被保険者となれる制度（令和4年1月より）

- ① 2社（各社週所定労働時間が5～20時間）を合計して週所定労働時間が20時間以上
- ② 65歳以上
- ③ 31日以上雇用見込み

☆事業主のみなさまは、労働者本人からの依頼に基づき「証明」を行うこととなります。（雇用の事実や所定労働時間などについて、事業主記載事項の記入や確認資料の交付など）あと、雇用保険料の控除もお願いします。

<事務所より>

今月より、事務所通信を発行いたします。法改正情報や、新着情報など、簡潔にまとめて編集していきます。（経営者の方は忙しく、細かい文章だと、なかなか読んでもらえないので（私の経験談））

気になった見出しやワードなどありましたら、お気軽にお聞きください。

今後ともよろしく願いいたします。



詳しくは当事務所までお気軽にお問合せ下さい

 えとう社会保険労務士・行政書士事務所

田村市船引町東部台三丁目4番地 ☎ 0247-82-6265
<https://www.eto-srgs.com/> Mail : info@eto-srgs.com